

県条例第35条の取扱いについて

昭和63年7月部会

階数が2の共同住宅における1階のユニットバスに係る県条例第35条の取扱いについては、次のとおりとする。

階数が2以上の共同住宅で、その床面積が200㎡を超えるものは、①最下階を除く階の床を耐火構造若しくは防火構造、又は②最上階を除く階の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としなければならないとしている。

②は木造建築物を想定したものであるが、1階の浴室にFRP製ユニットを設ける場合でユニット廻りの壁、天井部分(又は上階の床下部分)を不燃材料で覆ったものは、②と同等とみなすこととする。